

平成 29 年度「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」  
下水道管及び配水管布設工事

## 施 工 条 件 提 示 書

長野広域連合事務局環境推進課

## 施工条件提示書

### 1. 総則

- 平成 29 年度「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」下水道管及び配水管布設工事のうち下水道管布設工事（以下、「本工事」という。）の施工にあたっては、長野市公共下水道事業管渠工事標準仕様書（平成 20 年 4 月改訂）、長野市建設工事共通仕様書及び給水装置・排水設備工事指針並びに下水道工事施工の手引き（（財）長野県下水道公社発行）に基づき施工すること。この提示書と一般仕様書が重複する事項については、この提示書によるものとする。

### 2. 工事概要

工 種	内容と種類	規 模	条 件
管布設工（開削工法）	内径 150mm (PRP)	L = 297 m	管径管種と工法は同等以上
マンホール設置工	内径 900mm (1 号)	N = 9 基	部材の組み合わせは任意とする
取付管工	内径 100mm	N = 2 箇所	内径 100mm を指定する
附帯工	舗装復旧等	N = 1 式	設計書のとおり

### 3. 事前調査

- 試験掘削の箇所数は任意とするが、地下埋設物の破損事故を未然に防止するため、多くの箇所を選点し埋設位置を正確に把握すること。また試験掘削の結果は書面をもって報告する。
- 工事箇所沿線の構造物（水路、塀、家屋基礎等）を破損しないよう十分配慮する。破損した場合は、速やかに監督員に報告する。また、工事着手前に破損している構造物に関しては、状況写真を撮影する。
- 起工測量において、境界杭、境界ピン、測量ピン等は控えを取り、工事完了後に復元する。
- 掘削により既舗装面への影響が予想される様な狭い道幅を有する道路は、事前に舗装肩の控えを取り、現況復旧に備える。

### 4. 施工計画一般

#### 4-1. 施工計画書の提出

- （1）施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとするが、調査等に日数を要する場合は、

その理由を明記し、契約後 10 日以内に提出する。

- (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書または協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。ただし、現場環境改善費で計上した項目については、対象としない。
- (3) 本工事に近接ないし競合した他工事がある場合は、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。

#### 4-2. 工事カルテ

- (1) 請負額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき所定の手続きをする。

#### 4-3. 起工測量と施工図の作成

- (1) 本管の布設法線及びマンホール設置位置は任意とするが、地下埋設物等の位置関係を考慮するなど、最も経済的なラインを選定する。
- (2) 本管理設深の決定に当たっては、取付管の深さ及び地下埋設物との離隔を考慮する。
- (3) 取付管の深さが本管理設深に影響を及ぼす箇所は、取付管調書を作成すること。
- (4) 上流路線や将来計画路線がある場合は流入計画等に注意を払う。
- (5) マンホールの設置位置は、計画も含めた合流箇所及び道路の屈曲点、中間点とする。またスパン割や出入り口等も考慮し、可能な範囲で輪荷重が直接かからない位置を選定する。
- (6) 現地踏査及び起工測量の結果で工事目的物（施工延長、縦断計画、マンホール、取付管、またそれに伴う土工、舗装等）の数量に変更が生じた場合は、協議のうえ必要個数を設計変更の対象とする。

### 5. 使用機械

1. 本工事に使用する建設機械は任意である。ただし、特別に周辺環境に配慮する必要が生じたり、作業時間に制約を受けるなど、著しい変更が生じた場合は、使用機械について監督員と協議することができる。
2. 建設機械（別途指定）は排ガス対策型を使用すること。また低騒音及低振動についても十分に配慮する。

### 6. 掘削・埋戻し

1. 管基礎は土質を考慮した十分に支持力を有する構造とし、さらに管基礎が水位以深の場合は管種変更を含む基礎の検討協議をする。また床付けの置き換えを行う場合は事前に協議する。
2. 設計埋戻土は数量調書のとおりである。設計の中間埋戻土は現場発生土とし、埋戻しに適さない不良なものは丁寧に取り除くこと。現地での修正 C B R 試験値が須坂市道路占用工事等に関する基準の 20 未満であった場合は監督員と協議し、対応を検討するこ

と。対応に掛かる費用については設計変更の対象とする。

3. 管渠基礎に使用する材料及び適合試験については下記のとおりとする。

(使用材料)

再生砕石（再生埋戻材 RC-40）を使用すること。

4. 本工事において発生する建設残土は、搬出先の指定がない場合は自由処分とする。  
残土処理について搬出先が指定されていない場合において、設計書に計上した運搬距離と差異が生じた場合、変更協議の対象とする。
5. 産業廃棄物、特定建設資材の処理施設は任意とする。従って運搬距離は変更対象としない。想定処理施設：岡田産業
6. 下水道工事における埋戻の実施について、地震時対応を考慮し 90%以上の締固め密度により施工する。よって、発生土を埋戻材料とする場合は、埋戻材の適否を判断するため、あらかじめ突固め（締固め）試験（JIS A 1210）により材料の最大乾燥密度を測定し、現場密度試験（JIS A 1214）で求められる乾燥密度がその 90%以上となるよう確認し施工すること。また、密度試験の結果は協議書等により報告する。（発生土に係る試験は、技術管理費に含まれる。）

## 7. 管布設

1. 使用資材は設計資材を基本とするが、現場条件に見合った資材を選ぶよう創意工夫を図る。

## 8. マンホール

1. マンホールと管の接続部は可とう継手を使用すること。また使用困難な場合は事前に協議する。
2. マンホール内の落差（ステップ）は直線部で 2 c m 以上、曲線部で 3 c m 以上設ける。
3. マンホール鉄蓋については、「須崎市型公共下水道用グラウンドマンホール仕様書」及び「同施工基準書」（平成 11 年 9 月 1 日付け改定）により施工すること。
4. マンホール鉄蓋の使用承認及び見積徴収にあたり、須崎市仕様の鉄蓋の取扱いがある 3 社を選定している。

## 9. 仮設工

### 9-1. 仮設物の計画

- (1) 本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件や現場条件、周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理、出来型管理を行う。仮設工事は変更対象から除外するが、土質条件及び現場条件が設計と著しく異なる場合は監督員と協議のうえ判断する。
- (2) 仮設計画を立てる際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、応力安定

計算書を施工計画書に添付する。なお本工事における仮設工事は重要仮設物と位置付け、建設工事土木公衆災害防止対策要綱に基づき適切に行う。

- (3) 仮設物とは土留め、立坑、覆工、地盤改良等の補助工法及び水替え、仮設道路、地下埋設物の防護復旧など設計書に数値表記のない工事である。
- (4) 仮設物を公道内の路面下に残置する場合、路面から 2.5m以内はそれを撤去するものとする。ただし土質条件等により撤去が困難と判断される場合は監督員と協議する。また上流計画路線からの流入がある箇所、推進工法での到達が予想される場合は、その深さを問わず必要寸法を撤去するものとする。その位置については竣工図に明記する。

#### 9-2. 土留工

- (1) 掘削深さが 1.5m以内についても土質条件、現場条件を考慮して土留を検討する。

#### 9-3. 水替工

- (1) 水替え時に用水路を利用する際は、用水管理者の承諾を得て、適切な処理方法で排水を行う。

### 10. 取付管

1. 取付管設置については、須崎市上下水道課内部規定による。位置決定にあたっては、後日トラブルのないように公図調査及び現地調査を基に、設置位置の配慮をする。
2. 設置の有無については、取付管設置承諾書をもって全ての対象地権者に確認を得る。承諾書は竣工書類に添付し、承諾書写を受益者に返送すること。
3. 市街化調整区域の農地については原則として取付管は設置しないものとする。ただし、宅地開発等を予定している土地については協議する。
4. 取付管設置箇所には、表示杭を正確に設置すること。また竣工図にも正確に明示すること。
5. 排水設備工事の際、間違っていることが判明した場合は、受注業者の責任において設置箇所の調査（TVカメラ等）、工事等に要する費用を負担するものとする。

### 11. 舗装復旧

1. 舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂、沈下等が生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。また区画線等は現況どおり復旧する。
2. 本工事において、舗装復旧が仮復旧で行われる箇所については、出来型展開図のほかに面積確認用の展開図を作成する。舗装復旧が仮舗設か本舗設については事前に監督員に確認する。

### 12. 埋設管の保護

1. 工事区間内に既占用物がある場合、受注者は占用管理者立ち会いのもとに現地調査

を行い、支障有無の判断に必要な資料を作成するなど、その協議に協力しなければならない。また協議の結果、移設が必要となる場合は、監督員に書面をもって報告し、監督員はそれを受けて支障物の移設依頼等の手続きを行うものとする。

水道の移設に掛かる期間は通常で移設依頼後1か月ほどを有するが、規模によってはそれ以上掛かる場合もある。水道を移設しないと全く工事が進まないなど工程に影響する場合は、水道の移設に要した期間を工期延長の対象とする。

2. 工事区間内に埋設されている占用施設の内、移設が困難と判断されるものについては、工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うが、特別な防護措置（ただし軽微なものは除く）が求められた場合は監督員と協議し、必要な数量を変更の対象とする。また防護することにより本工事の仮設方法が変更になったり、工事の進捗に著しく影響する場合は、別途監督員と協議することができる。また万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

### 13. 安全対策

1. 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならぬよう可能な限り迂回路を設け、案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保する。
2. 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに改善等の措置を行い、関係機関に報告する。
3. 電線等の架空線がある場合は事前に防護を行ったうえで施工すること。
4. マンホール内において作業を行う場合は、必ず硫化水素及び酸素濃度の測定を行い、測定結果（※）によりマンホール内送風等の換気対策を講じなければ作業を行うことはできない。

※空気中の酸素濃度が18%以上、硫化水素の濃度が10ppm以下であることを確認する。

### 14. 周辺環境

1. 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行う。またアイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など工事实施に当たって細心の注意を払うことにより出来る限り環境に配慮する。
2. 本工事は、現場環境改善費を率計上している。実施内容については、現場着手前までに発注者と協議し決定する。
3. 工事に伴う排水は、沈殿処理、PH管理等を行うなど環境に悪影響を与えないように処理する。
4. 仮置き場、資材置き場の位置指定はありませんが、なるべく工事区間内で選定し、受注者の責任において管理をする。また現場内で用地の確保ができない場合は、騒音や振動の面で住民からの反感をかわぬよう、周辺環境に配慮した場所を選定する。

## 15. 地元調整

1. 着手前に工事説明会を行い、工事に対する理解を得る。
2. 地元行事の時期を把握し、工程調整を図る。
3. 工事の時間帯が通常範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで行う。

## 16. 提出書類

1. 工事完了時の提出書類は、竣工書類に下記資料を添付し提出する。
  - (1) 竣工図（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・2部
  - (2) 着手前・竣工・工事中的写真（アルバム4～5枚程度）・・・2部
  - (3) 舗装復旧展開図（管渠工事標準仕様書のとおり）・・・3部
  - (4) 住宅地図の写し（対象地権者を赤色で着色）・・・1部
  - (5) 取付管設置承諾書（須坂市上下水道課内部規定による）・・・1部

## 17. その他

1. 入札時の積算にあたっては、現地踏査及び関連仕様書、本提示書に基づき、設計図書に示す工事目的物を完成させるために必要な施工方法及び仮設方法を十分に検討する。
2. 工事に関連する測量、設計委託の報告資料は、閲覧が可能である。また受注者には貸与も可能である。
3. 従来の方にとらわれず、常にコスト意識を持って工事に取り組み、設計に反映できるように努める。
4. 契約締結後1か月以内に建設業退職金共済組合の発行する発注者用掛金収納書を提出する。現場事務所等に建退共制度へ加入していることを示す標識（シール）を掲示する。
5. 長野県建設部実施設計単価表単価適用年月日：平成29年10月1日
6. その他主要材料の設計単価は、長野市上下水道局平成29年4月1日適用の価格を使用している。
7. 技術管理費の単価において、排水設備確認検査手数料3,240円（税抜）を計上している。
8. 見積りによる材料単価の決定方法は、3社以上から徴収した見積りの平均価格とする。
9. その他不明な点は、あらかじめ監督員と協議する。

# 特記仕様書

長野広域連合環境推進課

## 1 総則

「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」下水道管及び配水管布設工事（上水道工事部分）は、設計図書・長野市建設工事共通仕様書・長野市土木工事施工管理基準・長野市公共工事率先実行計画・水道実務必携（全国簡易水道協議会）・土木工事現場必携（長野県土木部）・水道施設設計指針（日本水道協会）および関係法規・業務打合せに基づき施工すること。

## 2 工事概要

金抜き設計書の設計大要のとおり

## 3 事前調査

### 3-1 試験掘削

（1）試験掘削については、長野市建設工事共通仕様書（P430）を参照すること。

### 3-2 境界の現状の把握と復旧

（1）起工測量において、境界杭・境界ピン・測量ピンおよび舗装端などは控え（オフセット）を取り、写真などにより確認できるものを残し、監督員と協議の上、工事完了後に復元すること。

### 3-3 舗装状況の把握

（1）道路の舗装状況について、ひび割れなどの状況が著しい現場においては、写真などで着工前の状況を確認できるようにすること。

### 3-4 埋設物の調査

（1）他の埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて関係企業に立会いを依頼し、損傷を与えないようにすること。

### 3-5 施工範囲

（1）施工範囲の詳細については、発注者と十分な打合せを行うこと。

（2）施工にあたり既設管へ細心の注意を図り施工する。判断できないところは監督員に確認してから施工すること。

（3）工程に関しては、監督員と協議し決定すること。

（4）本工事に近接ないし競合した他工事がある場合は、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。



## 4. 施工計画一般

### 4-1 施工計画書の提出

- (1) 施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとするが、調査などに日数を要する場合はその理由を明記し、契約後10日以内に提出すること。
- (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書または協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。
- (3) 産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物処理業者との契約書の写しを提出すること。
- (4) 残土および産業廃棄物の処理場所を経路および距離を明示し、地図などにより提出すること。
- (5) 写真管理・品質管理・出来形管理の場所、測点が確認できる図面を添付すること。
- (6) 安全管理の図面に、交通誘導員の人数および配置場所を明記すること。
- (7) 既設道路構造物への影響について、十分配慮を行うこと。

### 4-2 工事カルテ

- (1) 請負額が500万円以上2、500万円未満の工事についても、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき所定の手続きをすること。

### 4-3 起工測量と予想配管図の作成

- (1) 施工にあたり、事前に起工測量を行い予想配管図を提出すること
- (2) 既設給水管が鉛管の場合は、監督員と協議すること。

## 5 使用建設機械

### 5-1 使用建設機械

- (1) 建設機械は排ガス対策型を使用すること。
- (2) 低騒音および低振動についても十分に配慮すること。
- (3) 騒音規制法・振動規制法の対象となる作業を行う場合、特定建設作業実施届出を須坂市生活環境課へ行うこと。

## 6 掘削・埋戻し・残土

### 6-1 掘削幅

- (1) 設計図書のとおりとする。

### 6-2 埋戻し材

- (1) 設計図書のとおりとする。
- (2) 設計埋戻しは数量調書のとおりである。設計の中間埋戻しは現場発生土とし、埋戻しに適さない不良なものは丁寧に取り除くこと。現地での修正CBR試験値が須坂市道路占用工事等に関する基準の20未満であった場合は監督員と協議し、対応を検討すること。対応に掛かる費用については設計変更の対象とする。

### 6-3 残土処分

- (1) 本工事において発生する建設残土は、自由処分として運搬距離は2 km程度の場所を想定している。ただし、諸般の事情により運搬距離の変更を求める場合は監督員と協議の上、必要に応じ設計変更の対象とする。(写真を添付すること)
- (2) 道路管理者の指示または道路占用基準の変更などにより、変更がある場合は監督員と協議すること。

## 7 アスファルト殻及びコンクリート殻処分関係

- (1) 設計書に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定しているものでない。また原則として変更設計の対象としない。
- (2) 想定処分先は岡田産業としている。

## 8 配管方法

### 8-1 配管技能者

耐震管：一般社団法人日本ダクティル鉄管協会主催によるJDPA継手接合研修会の受講修了者(GX管講習受講修了者)

ポリエチレン管：配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の受講修了者

であり、その写しを施工計画書に添付すること。上記以外の管については、旧長野市配管技能者の有資格者又は同等の資格を有するものとする。

### 8-2 配管材料

配水管布設替工事における配管材の種別口径等は、設計図書のとおりとする。使用する材料はJWWA、JIS規格品で日本水道協会の検査に合格したものを使用し、合格証明書を提出すること。

以下に主要な配管材の仕様を示す。

- (1) GX形ダクティル鉄管(JWWA G 120)
- (2) GX形ダクティル鉄管異形管(JWWA G 121)
- (3) GX形ソフトシール仕切弁 7.5KF(JDPA G 1049)
- (4) G-Link(JWWA G 121)
- (5) P-Link(JWWA G 121)

### 8-3 配管方法

- (1) ダクティル鉄管の場合、日本ダクティル鉄管協会「接合要領書」を参照し布設すること。
- (2) 日本ダクティル鉄管協会「GX形ダクティル鉄管 接合要領書(JDPA W 16)」を参照し布設すること。
- (3) GX型配管時に一体化長の検討・確認を随時行い、竣工書類及び竣工図へ記入すること。

#### 8-4 写真管理

- (1) 管接合部分の施工状況写真については、規定のトルクでの締め付けが確認できる写真を別表「1」に示す箇所数について竣工書類に添付すること。
- (2) 管理設時に防護砂を施工する場合の状況写真については、直管部のみならず、曲管部・分岐部および給水管取付部の砂の充填状況を竣工書類に添付すること。
- (3) 下水道工事などと競合して配水管および給水管を布設する場合は、管下の埋戻し材の突起などによる管体の損傷を防ぐために、配管前の管下部分の埋戻し状況・転圧完了状況および床均し状況写真を竣工書類に添付すること。
- (4) 使用材料検収写真は、管体表示記号のうち、管径・年号およびメーカーが確認できる写真を竣工書類に添付すること。なお、使用材料検収は監督員立会いのもとでおこなうものとし、やむをえない場合は監督員と協議すること。監督員と立会いを行った場合は立会い状況写真を竣工書類に添付すること。
- (5) 仮設配管の施工をした場合は、配管施工状況・配管完了状況および撤去完了状況を竣工書類に添付すること。

#### 8-5 管接合状態の確認

- (1) 管接合状態の確認をするため、別表「1」に示す箇所数について、継手のチェックシートおよび検測写真を竣工書類に添付すること。

別表「1」 管接合部写真管理箇所表

管種・口径	継手チェックシート	検 測 写 真	備 考
一般継手・耐震継手 φ250 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
一般継手・耐震継手 φ300 以上	全継手箇所	全継手箇所	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
EF 継手 φ150 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	継手施工状況写真

#### 8-6 その他

- (1) 配水用ポリエチレン管の接合における電気融着において、コントローラー及び専用工具については、使用前に点検、整備を実施し、原則バーコード読みによるオート設定にて行うこと。オート設定での施工が困難で、マニュアル設定で行う場合は、電圧、設定時間等の記録をとること。

## 9 埋設物の保護および離隔の確保

### 9-1 埋設物の保護

- (1) 工事区間に埋設されている占用施設のうち、移設が困難と判断されるものについては工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。また防護方法は管理者の指示に従うこと。また、万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

### 9-2 離隔の確保

- (1) 工事区間に埋設されている占用施設との離隔については300mm以上確保し、竣工図書に写真を添付すること。なお、離隔の確保が困難な場合は、監督員と協議するか、または管理者の指示に従うこと。

## 10 舗装復旧

### 10-1 原形復旧

- (1) 舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂・沈下などが生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。また、区画線なども原形復旧すること。

### 10-2 舗装展開図の作成

- (1) 本工事において舗装復旧が仮復旧で行われる箇所については、出来形展開図のほかに面積確認用の展開図を作成すること。なお、詳細は監督員と協議すること。
- (2) 仮復旧・本復旧については、道路管理者および監督員と協議すること。

## 11 安全管理

### 11-1 安全管理

- (1) 受注者は工事中の労働災害、公衆災害を防止するため、「長野市建設工事共通仕様書」1-1-31、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」および労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。
- (2) 受注者は、当該工事に関係する事故が発生した場合には、関係機関に対して直ちに通報すること。
- (3) 夜間及び休日の第三者への安全対策に配慮すること。
- (4) 民地内の車等の出入り口については配慮すること。

### 11-2 円滑な交通の確保

- (1) 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならないよう可能な限り迂回路を設けること。
- (2) 案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保すること。

### 1 1-3 路面の平坦の確保

- (1) 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに関係機関と協議のうえ早急に改善すること。
- (2) 碎石・砂などが散乱しないよう万全を期すこと。

### 1 1-4 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者および警察の指示に従い配置する。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、設計書に交通誘導員が計上されている場合は、監督員と協議し必要人数を配置すること。
- (3) 施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議のうえ必要人数を変更対象とする。

## 1 2 環境に関する配慮について

### 1 2-1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市は、環境方針の中で公共事業に関して、「自然や地球環境を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会をつくりあげていくため環境に配慮した公共事業を実施し、環境保全並びに汚染の防止に努める」としている。工事にあたっては、このことを十分理解し、設計書及び共通仕様書により指示されていることのほか、環境に配慮した材料の使用、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など、工事实施に当たって細心の注意を払うことにより、工事中の影響を極力少なくなるよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。

### 1 2-2 周辺環境

- (1) 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行うこと。また、施工方法についてもできる限り環境に配慮した計画をたてること。
- (2) 工事に伴う排水は、沈泥処理・PH管理などを行い、環境に悪影響を与えないように処理すること。
- (3) 資材置き場などは騒音や振動の面で周辺住民からの反感・苦情などが無いよう、周辺環境に配慮した場所を選定すること。

### 1 2-3 廃棄物処分

- (1) 現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
- (2) 少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、竣工時に写真等で処分方法等が確認ができるよう管理すること。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
- (3) 施工計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。

### 1 2-4 鋳鉄管等の取り扱いについて

- (1) 既設鋳鉄管等の撤去処分にあたり、最終処分で廃棄物処分となった場合はマニフェストの提出が必要となるため、必ず発生時にマニフェスト管理すること。ただし、最終処分で有価物としての取引が生じた場合はマニフェスト管理が必要なくなりますが、竣工書類に処分場所、量、価格等を示す書類を添付すること。なお、現場発生量が少量の場合は前項に

より管理すること。

### 1.3 リサイクル法について

#### 1.3-1 建設副産物の運搬・処理について

- (1) 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結すること。
- (2) 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- (3) 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。
- (4) マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェストの集計表及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。  
なお、マニフェストは常に整理を行い、監督員の求めに応じて提示できるようにすること。
- (5) 添付書類
  - 処理先の許可証の写し（収集運搬を委託する場合）及び収集運搬業者の許可証の写し
  - 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
  - 処理業者の所在地及び計画運搬ルート
  - マニフェスト全量分の集計表
  - 処分場での処分状況及び追跡調査写真

#### 1.3-2 再生資源利用等計画書、実施書の提出

- (1) 再生資源使用（促進）計画書、実施書をCD-ROMで提出すること。

### 1.4 地元調整および連絡工事

#### 1.4-1 地元調整

- (1) 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
- (2) 工事施工の時間帯が通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで施工すること。

#### 1.4-2 連絡工事

- (1) 連絡工事の土工にあたり、掘削深が1.5mを超えるときおよび1.5m以下でも状況により危険なときは土留めを設置し、安全に施工すること。

### 1.5 提出書類

#### 1.5-1 工事完了時において、竣工書類のほかに、下記資料を提出すること。

- (1) 竣工図
- (2) 着工前・竣工・施工中の写真
- (3) 舗装復旧展開図

- (4) 鉛管解消工事集計表（鉛管が発生の場合）
- (5) 環境配慮項目チェックシート（請負額1,000万円以上の場合）

#### 15-2 竣工図の材質・規格

- (1) 竣工図は電子データ（CD-ROM）竣工図書と同時に提出すること。またこれによらない場合は監督員と協議すること。
- (2) マイラー図（A1、A3）各1部、白焼き（A1、A3）各2部
- (3) CADデータ（JWW）と工事写真データが入ったCD1枚

### 16 その他

#### 16-1 明記なき事項

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 主要管材料の設計単価は、長野市上下水道局平成29年4月1日適用の価格を使用しております。
- (3) 単価適用日は平成29年10月1日です。
- (4) 技術管理費の単価については、設計審査手数料2,685円（税抜）、しゅん工検査手数料2,592円（税抜）、道路占用申請手数料7,100円（税抜）、排水作業等経費16,500円（税抜）です。須坂市上下水道課への上水道工事の申込みは、須坂市水道事業指定給水装置工事事業者を通して行うこと。
- (5) 地上式消火栓（須坂市仕様、φ75単口、打倒式、副弁付、K型受口）は、見積り徴収により決定した単価としている。単価決定方法は、平均価格としている。
- (6) 水圧試験内容については、須坂市上下水道課の試験内容とすること。試験前に監督員と協議してから実施すること。
- (7) 請負金額800万円以上（税込）の場合は、契約締結後1か月以内に、建設業退職金共済組合の発行する発注者用掛金収納書を提出し、現場事務所等に建退共制度へ加入していることを示す標識（シール）を掲示すること。